

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(案)等の公表

Issue 181, July 2, 2021

In brief

産業競争力強化法の改正を含む、「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」の成立(2021年6月9日)を受けて、産業競争力強化法に関連する政省令及び告示の改正の意見公募が、2021年6月9日と22日にe-Govパブリック・コメントのウェブサイトで公表されました。

In detail

意見公募の対象とされる政省令及び告示は以下を含みます。

- ・ 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(案)
- ・ 産業競争力強化法施行規則の一部を改正する命令(案)(以下、「規則改正案」)
- ・ 事業適応の実施に関する指針(案)(以下、「実施指針案」)
- ・ 生産工程効率化等設備に関する命令(案)
- ・ エネルギー利用環境負荷低減事業適応を行う事業者による新たな需要の開拓が見込まれる商品に関する省令(案)(以下、「カーボンニュートラル関連省令・告示案」)

上記の政省令・告示案は、公募意見(カーボンニュートラル関連省令・告示案は2021年7月8日、その他は7月21日が公募締切)の内容を反映の上で、政省令・告示として公布されます。改正産業競争力強化法の施行日は、改正後の産業競争力強化法施行令で規定されます。

改正後の産業競争力強化法に規定する事業適応計画の認定を受けた事業者(認定事業適応事業者)が、認定事業適応計画に従って設備投資等を行った場合は、カーボンニュートラル投資促進税制(エネルギー利用環境負荷事業適応の認定)、DX投資促進税制(情報技術事業適応の認定)、繰越欠損金の控除上限の特例(成長発展事業適応の認定)の適用を受けることができます。

規則改正案では、事業適応計画の認定の申請(11条の2)、事業適応計画の認定(11条の3)、事業適応計画に係る申請等の方法(11条の16)、成長発展事業適応に係る課税の特例(繰越欠損金の控除上限の特例)、又は情報技術事業適応に係る課税の特例(DX投資促進税制)の適用を受けるための申請等(11条の17、18)、成長発展事業適応に係る課税の特例(繰越欠損金の控除上限の特例)の適用要件である、主務大臣による投資実績の確認に係る証明の求め(11条の19)、及び適合証明書の交付(11条の20)、事業適応計画の認定申請書(様式第十八)、成長発展事業適応に係る確認申請書(様式第十八の十六)、情報技術事業適応に係る確認申請書(様式第十八の十七)等の内容が明らかにされています。

実施指針案では、以下の内容が明らかにされています。

- (1) 事業適応の促進の意義及び目標その他の事業適応に関する基本的事項(事業適応による生産性の向上又は需要の開拓に関する目標の設定に関する事項、財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項等)
- (2) 事業適応の内容に関する事項(取締役会その他これに準ずる機関による経営の方針に係る決議又は決定、生産性向上や売上高の上昇等の数値基準、成長発展事業適応(繰越欠損金の控除上限の特例)の投資対象等)、各種目標における項目の計算方法等

カーボンニュートラル関連省令・告示案では、カーボンニュートラル投資促進税制の対象となる、生産工程効率化等設備と需要開拓商品生産設備により生産される商品(エネルギー利用環境負荷低減事業適応を行う事業者による新たな需要の開拓が見込まれる商品)の詳細が明らかにされています。

公布後の政省令を踏まえた税制措置の詳細につきましては、後日改めて解説の予定です。

上記の e-Gov パブリック・コメントの意見募集につきましては、下記の URL をご参照ください。

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595121062&Mode=0>

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595121063&Mode=0>

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595121057&Mode=0>

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

www.pwc.com/jp/tax

パートナー

高野 公人

パートナー

鬼頭 朱実

パートナー

白土晴久

パートナー

蒲池茂

パートナー

竹下文浩

パートナー

武田 恭世

ディレクター

安武幹雄

ディレクター

荒井 優美子

PwC 税理士法人は、PwC のメンバーファームです。公認会計士、税理士など約 720 人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 155 カ国に及ぶグローバルネットワークに 284,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2021 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.